

阪建保業第2767号
平成31年3月22日

事業主
保険推進委員 様
事務担当者

大阪府建築健康保険組合
理事長 沼田 亘
(公印省略)

平成31年4月からの変更点について

向春の候 貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして下記のとおりご通知申し上げます。
つきましては、被保険者の皆さまにご周知いただきますようよろしくお願いいたします。
ます。

記

1. 厚生労働大臣が定める現物給与の価額の変更

4月1日以降に資格取得届、月額変更届、又算定基礎届において『現物によるものの額』を算出する場合は、変更後の価額により算出していただくこととなります。

●改正内容

食事・住宅で支払われる報酬について、一部地域を除き、直近の統計調査の数字を用いて算出した現物給与額が現在の価額から変動したため、新たな価額を定める。

●改正価額

別添『厚生労働大臣が定める現物給与の価額表（平成31年4月1日現在）』をご参照ください。